

平成30年11月15日

南相馬市農業委員会  
11月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年11月15日(木)午後1時30分開会  
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	出
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	欠
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 紺野 明重  
鹿島区 折笠 文寛  
原町区 門馬 勝弘  
原町区 木幡 栄

## 3. 出席職員

局長 佐藤 光                      次長 齋藤 ひとみ                      主査 山本 将之  
副主査 島 健太郎                      主事 平田 幸子                      農政課主査 佐藤 俊文  
農政課主事 佐藤 毅司

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 4 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 4 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 5 報告第 4 5 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 116 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 117 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 8 議案第 118 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 9 議案第 119 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 0 議案第 120 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 1 議案第 121 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について  
(県許可分)
- 日程第 1 2 議案第 122 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 3 議案第 123 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
(県許可分)
- 日程第 1 4 議案第 124 号 現況確認証明願について

## 5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより平成30年11月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、14番岡田敏文委員であります。出席委員は会議規則第5条の規定により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号7番新妻一信委員、8番南原正大委員、9番二谷純市委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、10月25日から26日まで、南相馬市農業者年金協議会の視察研修が行われ、20名の会員と2名の事務局職員とともに、新潟方面への視察研修に参加してきたところであります。次に、11月3日に、平成30年度南相馬市表彰式がプライダルアンドホテル ラフイーヌで開催され、自治功労などを受賞された9名の方々を称えてきたところでございます。次に、11月4日に第6回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭、並びに第1回ふくしま植樹祭が鹿島区北海老地内で開催され、記念式典に出席するとともに、植樹を行ってきたところであります。次に、11月12日には、12名の農業委員と5名の農地利用最適化推進委員、及び2名の事務局職員とともに、山形県南陽市農業委員会において、農業委員と農地利用最適化推進委員との連携による農地利用集積及び遊休農地解消に向けた取り組みに関する視察研修を実施したところであります。さらに、翌13日には、平成30年度福島県下農業委員会大会が福島市のパルセイイざかで開催され、14名の農業委員と7名の農地利用最適化推進委員、及び2名の事務局職員とともに参加し、講演と事例発表の聴講などに加え、農業委員並びに農地利用最適化推進委員としての活動強化の宣言を決議したところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 　　次に、日程第3、報告第43号、専決処分の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第43号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。本案件は、平成30年10月15日に開催された農業委員会定例総会において、申請内容のとおり許可相当であると決定されたことから、平成30年10月16日に処分庁である福島県知事に対して進達したところ、許可権限庁が農業委員長であることから返戻されました。当該案件については、内容が許可基

準等を満たすものであり、記載のとおり許可指令書を交付したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第44号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第44号についてご説明いたします。議案書の4ページになります。今回、3件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、報告第45号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第45号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページ、整理番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、整理番号1番については、平成23年頃に、息子が経営する会社への貸駐車場及び貸資材置場として整備し今も使用しています。今回、改めて土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、100年以上前から造園業を営んでおり、昭和2年頃から事業に必要な温室や物置を設置し、盆栽や石灯籠置場、植木の搬入搬出路として使用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、平成5年9月頃に住宅を建築し、その後平成9年2月頃から既存の住宅地と一体として駐車場及び進入路として使

用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6、議案第116号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第116号についてご説明いたします。議案書の7ページから8ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 　　議案第116号について説明いたします。議案書7ページから8ページになります。今回、利用権設定が2件となっており、内容については記載のとおりとなっております。また、賃料については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようですので原案のとおり、決することといたします。

議 長 　　次に、日程第7、議案第117号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第117号についてご説明いたします。議案書の9ページから15ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。補足を要する案件についてご説明いたします。申請番号10番について、議案第118号申請番号1番関連

で、自作地と所有権移転を行う農地面積及び使用貸借する農地面積を合計すると、経営面積が5,000㎡以上となります。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第118号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第118号についてご説明いたします。議案書の16ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。補足を要する案件についてご説明いたします。申請番号1番について、議案第117号申請番号10番関連で、自作地と所有権移転を行う農地面積及び使用貸借する農地面積を合計すると、経営面積が5,000㎡以上となります。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第119号、農地法第4条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第119号についてご説明いたします。議案書の17ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、報告第45号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、17番委員。

17番委員 議案119号申請番号1番について調査報告をいたします。現地案内図は1ページです。所在から申請事由は記載のとおりで、報告第45号整理番号1番の関連案件です。去る11月9日午前9時より、行政書士立ち会いのもと、調査項目のとおり、聞き取り調査を行いました。申請地は、過去にブロック会社が利用して、養生場としても利用しており、そしてまた、土取場としても利用した経過がございます。現在は駐車場、資材置場として利用している土地です。周囲が山林に囲まれておりますので、立地条件、その他の一般基準は問題なく、許可相当と見てまいりましたので、皆様方のご審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 次に、申請番号2番につきまして、3番委員。

3番委員 議案第119号申請番号2番についてご報告をいたします。案内図は2ページとなります。去る11月14日午前8時30分頃から現地にて、調査をいたしました。所在から申請事由は記載のとおりでございます。ここに書いてある通りなんですが、借入金とありますが、これは身内の方が出すようです。特に山沿いですが、上下水道ともあるということで問題ないと判断しましたので、皆様のご判断をよろしく申し上げます。

議長 次に、申請番号3番については、5番委員。

5番委員 議案第119号申請番号3番について報告いたします。現地案内図は3ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る11月8日午後2時から、代理人行政書士立ち会いのもと、調査を実施いたしました。調査項目に基づき、調査した結果、基準を満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。1番委員。

1番委員 　　議案第119号の申請番号1番の件につきまして、先ほど土取場としての利用  
って話があったんですが、それは本件転用の土地に係る部分じゃなくて、全  
体的な事業面積の中の併用地である宅地とか山林について土取をしたというこ  
とで、間違いないでしょうか。

議 長 　　17番委員。

17番委員 　　鹿島町の時代にそういう経過がありましたということで、継ぎ足したって  
いうようなことですので、今、1番委員さんから、質問があったとおりで相  
違ございません。以上です。

議 長 　　1番委員よろしいですか。

1番委員 　　はい、わかりました。

議 長 　　その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、議案第120号、農地法第5条の規定による所有権移転の  
許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第120号についてご説明いたします。議案書の18ページから19ペー  
ジになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のと  
おりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番につきましては、  
事業面積が500㎡以上の申請となっておりますが、こちらは一般住宅を2棟建築  
するため、500㎡以上の事業面積となっております。続きまして、申請番号3番  
につきましては、事業面積が500㎡以上の申請となっておりますが、こちら  
も、一般住宅を2棟建築する計画のため、事業面積が500㎡以上の申請とな  
っております。最後に申請番号4番につきましては、一般住宅のほか、新たに事業を行う  
ための事務所等を住宅敷地内に整備するため、事業面積が500㎡以上の申請とな  
っております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番については、17番委員。

17番委員 議案第120号申請番号1番について調査報告をいたします。現地案内図は4ページでございます。所在から申請事由は記載のとおりでありまして、ただいま事務局からご説明ありましたとおり、500㎡を超えるというようなことで、2戸建の申請でございます。去る11月9日午前9時15分より、行政書士立ち会いのもと聞き取り、また、譲渡人からは電話で聞き取り調査をいたしました。この土地は集団移転用地に囲まれておりまして、上下水道を利用するというようなことで、一般基準、立地基準とも、何ら問題ないと、許可相当と見てまいりましたので、皆様方のご審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番につきまして、15番委員。

15番委員 議案第120号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページにあります。申請事由は記載のとおりであります。去る11月10日午前9時頃より、申請人及び代理人行政書士、立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上であります。

議 長 次に、申請番号3番については、18番委員。

18番委員 議案第120号、申請番号3番の調査の結果を報告します。案内図は6ページでございます。申請事由は記載のとおりでございます。11月9日午後2時より、行政書士立ち会いのもと、調査項目に沿って調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。

議 長 次に申請番号4番につきまして、4番委員。

4番委員 11月8日午前10時30分頃より、代理人不動産業者立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載のとおりですが、この案件については、当該地付近は、住宅用地として開発が進んでおり、小高区から避難してきて、現在は介護関係の仕事しておりますが、新たに介護に関する介護タクシー、買い物の代行、医療機関への送迎などの事業始めたいことから、申請地に住宅・事務所を建築し、駐車場の整備を行うための転用申請をするものです。

また、申請地の東側に農地があるため、日照不足の影響を及ぼすことのないよう建築物を東側の農地から離して建築するように不動産業者にお話ししてきました。以上のことから、調査項目に基づき、代理人不動産業者から聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 1 1 議案第 1 2 1 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 1 2 1 号についてご説明いたします。議案書の 2 0 ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。こちらの申請につきましては、事業面積が申請地及び併用地の合計面積よりも大きくなっておりますが、併用地の宅地部分の面積につきましては、登記上の面積と実際に測量した面積と差異があるため、合計面積に差異が生じております。以上です。

議 長 　　今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番につきまして、1 1 番委員。

1 1 番委員 　　議案第 1 2 1 号申請番号 1 番について報告いたします。現地案内図は 8 ページです。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。1 1 月 9 日午後 1 時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。ところが、農地の部分に既に重機 2 台が搬入されて、居久根を伐採した木も散乱していたため、この現況では許可するわけにはいかないことを告げました。併用地である宅地の部分の所に伐採した木と重機 2 台を移動して、農地の部分には何も置かないようにと指導いたしました。行政書士より直ちに移動させたとの連絡が入り、再度、9 日の夕方 4 時過ぎより現地調査を行い、農地のままの姿になっておりましたので、立地基準、一般基準とも満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。1 番委員。

1 番委員      今のなんら問題がないっていう判断、ご見解を示されたと思うんですが、一応、今回の件を取り下げして、違反転用の報告をした上で、再申請が相当だと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

議 長      休議いたします。

( 休議 )

議 長      再開をいたします。

議 長      9 番委員。

9 番委員      重機は宅地部分の木が道路側に倒れないように作業したためのようです。その一部が農地にかかったものであり、故意ではないことからやむを得ないと思います。

議 長      みなさん、よろしいですか。

議 長      その他、質疑等があれば発言をお願いします。

( なしの声あり )

議 長      ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長      次に、日程第 1 2、議案第 1 2 2 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局      議案第 1 2 2 号についてご説明いたします。議案書の 2 1 ページから 2 2 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番及び 2 番については、報告第 4 5 号整理番号 2 番及び 3 番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号 3 番については、復興基盤総合整備工事のための現場事務所、資材置場、駐車場、休憩場としての一時転用であり、転用期間は許可日から 29 カ月となっております。以上です。

議 長      続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番

について、11番委員。

11番委員 議案第122号の申請番号1番についての報告をいたします。現地案内図は9ページです。先ほどの報告第45号整理番号2番の関連の案件でもあります。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。11月9日午後2時30分頃より、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、申請番号2番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第122号申請番号2番の現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第45号整理番号3番の関連案件となります。現地案内図は10ページです。去る11月10日午前11時頃より、設定人立ち会いのもと、調査してまいりました。結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しましたので、皆様の審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 次に、申請番号3番については、10番委員。

10番委員 議案第122号申請番号3番について報告いたします。11月9日午後4時より、被設定人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は11ページです。申請事由については記載のとおりでございます。調査の結果、立地基準も一般基準も問題ありませんでしたのでご報告いたします。皆様の審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第123号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第123号についてご説明いたします。議案書の23ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。直置きの大

陽光発電設備で恒久転用となっております。以上です。

議 長 続きます、現地調査委員からの報告についてですが、申請番号1番の現地調査員、14番委員が欠席のため、事務局からの報告をお願いいたします。

事務局 14番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第123号申請番号1番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は12ページです。去る11月10日午前11時より工事責任者立ち会いのもと、現地調査を行いました。また、被設定人は東京在住のため、電話で確認をいたしました。調査書の調査項目に基づき、聞き取り、調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、14番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。9番委員。

9番委員 議案第123号申請番号1番の案件ですが、前回もお願いしたのですが、売電の契約等とはちゃんとしているのでしょうか。電力会社を買わないという事で案件のキャンセルになっては困るので、確認をしたいのでよろしく願います。

議 長 事務局。

事務局 太陽光発電設備の申請の際に、系統連携承諾書であるとか、売電の申請があるとかきちんとした書類が整っておりますので、取り消しというものはないと判断しております。以上です。

議 長 9番委員、よろしいですか。

9番委員 はい、わかりました。

議 長 その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第124号、現況確認証明願についてを議題といたし

ます。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第124号についてご説明いたします。議案書の24ページになります。申請番号1番から申請番号3番まで、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあったすべての農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議長 今回の現地調査委員を代表いたしまして、3番委員から報告をお願いいたします。

3番委員 議案第124号の報告をいたします。所在は記載のとおりです。申請番号1番、2番は一帯の土地になりますので一緒に報告させていただきます。現地案内図は13ページになります。去る11月5日午前9時30分頃より、4番委員と14番委員及び私の3名と事務局1名で、現地の調査を行いました。立会人は、1番につきましては、ご家族の方、2番につきましては本人の立ち会いがありました。利用状況としては、議案書に書いてあるとおりですが、天水により以前は田んぼを作っていたということです。また、窪地であり、狭くて、法面が高く、それから湿地であり、耕作できない状況であるということから、原野という判断をいたしました。申請番号3番につきましては、竹や木が生えていて耕作はできない状態でありました。立会人は、隣地の方で、代理人です。そこは、見た感じとして、は原野というより山林化していると判断しましたので、ご報告をいたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。1番委員。

1番委員 議案124号申請番号1番2番が同様の利用状況という前提でご質問差し上げます。1番については、田として使用していた部分について、平成5年ごろより不耕作となっているという記載があるんですが、2番につきまして、田については、非農地化したとあるんですが、これは1番と同様に平成5年頃より不耕作となったという理解でよいか確認したいです。あともう1点、2番の畑についてですが、約30年前からカボチャなどの栽培をしていたとあるんですが、それを経て、最終的に止めた時期ですが、大体いつぐらいにカボチャの栽培も含めて止めたということなのか、その2点について確認させていただければと思います。

議長 事務局。

事務局           ただいまご質問がありました2点につきましては、田の部分についても、おおむね畑と同じくらいの時期に耕作を止めてしまったということでお話を伺っております。畑の部分に関しましては、養蚕を30年前に止めてカボチャ等の栽培行っていたということで申請をいただいておりますが、こちらも10年以上は不耕作になっているということです。以上です。

議 長           1番委員、よろしいですか。

1番委員       はい、わかりました。

議 長           その他質疑等があれば、はい、3番委員。

3番委員       利用状況なのですが、畑として使えないことはないというふうな見解にも取れますが、まず、トラクターとかは使えない状況です。面積を見てわかるとおり、大変狭い窪地に畑があるんで、手作業による耕作のような感じが見受けられ、大変だろうなというふうな感じがしました。以上です。

議 長           4番委員。

4番委員       私も3番委員と同じく、現地を調査してきました。内容については、今話したとおり、カボチャを栽培しても、湿地のため栽培は不可能との判断をいたしまして、非農地として判断いたしました。以上です。

議 長           申請番号2番の現地調査、先ほど代表の3番委員から説明あったように、立会人は、地主さん本人ですね。今、2人の話を聞くと水が湧いてもう状況が無理だということで、調査委員は非農用地に認めたということですね。その他質疑等があれば、よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長           以上で本日本日予定いたしました報告3件、並びに議案9件、合わせて12件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の11月定例総会を閉会といたします。

(終了)

閉会 午後2時20分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

平成30年11月15日

議事録署名人( 7番・ニイツマ カズノブ)

印

議事録署名人( 8番・ミナミハラ マサヒロ)

印

議事録署名人( 9番・フタツヤ ジュンイチ)

印